

## 市第 95 号議案 横浜市手数料条例の一部改正について

### 1 提案理由

福祉有償運送に係る自家用有償旅客運送者の登録申請手数料等を徴収するため、横浜市手数料条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 32 号）の一部を改正します。

### 2 自家用有償旅客運送の概要

他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して旅客を運送する場合には、道路運送法に規定された、旅客自動車運送事業の許可が必要です。

しかしながら、バス・タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合において、生活交通の確保等の観点から、市町村バスやNPO法人等による自家用自動車を用いた有償運送を認める「自家用有償旅客運送の登録制度」が規定されています。

#### （自家用有償旅客運送の種別と概要）

種別		概要
市町村 運営 有償運送	交通空白 輸送	市町村内の交通空白地において、市町村自らが当該市町村内の住民等の運送を行うもの
	市町村 福祉輸送	当該市町村の住民のうち、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
公共交通空白地 有償運送		NPO法人等が交通空白地において、当該地域の住民やその親族等の会員等に対して運送を行うもの
福祉有償運送		NPO法人等が他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

### 3 横浜市手数料条例改正の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）」により、道路運送法の一部が改正され、自家用有償旅客運送の事務・権限については、希望する市町村へ移譲されることとなりました。

移譲にあたり、国土交通大臣からの指定を受けるため、申出書を提出しています。

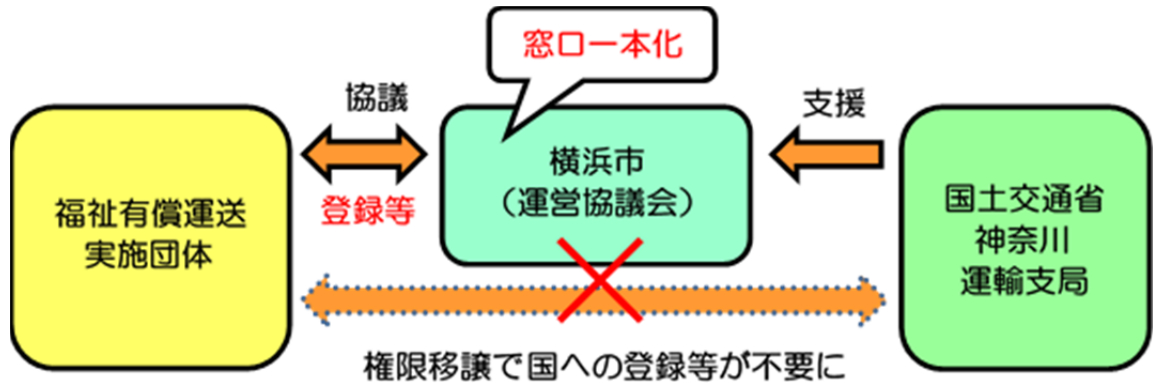
移譲後は、本市において、登録・変更等の事務を行うこととなりますので、登録申請手数料等を新たに規定するものです。

### 4 移譲される事務・権限

- (1) 登録（登録の実施、登録の拒否、登録の取消し、登録の抹消）
- (2) 届出対応
- (3) 是正措置命令、業務の停止命令
- (4) 報告、検査及び調査

## 5 移譲後の事務の流れ

「福祉有償運送」について、協議と登録等の窓口が一本化されることで、福祉有償運送を行う団体の登録申請等にかかる負担軽減や、運営に関する相談へのきめ細かな対応など、より地域の実情に即した事業者への対応が可能となります。



## 6 権限移譲の時期（予定）

平成 28 年 1 月

## 7 手数料設定の考え方

登録、変更、それぞれの事務処理に要する時間を考慮し、手数料金額を設定します。

## 8 横浜市手数料条例 新旧対照表

現 行	改正案
第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(19) 削除</u>	第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(19) 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 1 項第 3 号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録申請手数料（更新の登録に係るものを除く。）</u> 同 10,000 円
<u>該当号なし（新設）</u>	<u>(19) の 2 福祉有償運送に係る道路運送法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく自家用有償旅客運送者の変更登録申請手数料（運送の区域の増加に係るものに限る。）</u> 同 3,000 円

<参考>登録免許税法（昭和 42 年 6 月 12 日法律第 35 号）

別表第 1 課税範囲、課税標準及び税率の表（抜粋）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(1) 道路運送法第 79 条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	1 件につき 15,000 円
(2) 道路運送法第 79 条の 7 第 1 項（変更登録等）の変更登録（財務省令で定めるもの※に限る。）	登録件数	1 件につき 3,000 円

※運送の区域の増加に係るもの（登録免許税法施行規則第 16 条の 2）

## 9 施行日

国土交通大臣からの指定を受けた後、別途、規則により定めます。